

住民監査請求の手引き

令和6年7月12日
港区監査事務局

1 住民監査請求とは

住民監査請求は、地方公共団体の住民が、当該団体の長等又は職員について、違法若しくは不当な財務会計上の行為があると認めるとき、これを証する書面を添えて、必要な措置を講ずることを監査委員に請求するものです。
(地方自治法第242条)

2 請求することのできる事柄

次に掲げるような財務会計上の行為です。

- (1) 違法又は不当な公金の支出
- (2) 違法又は不当な財産の取得、管理、処分
- (3) 違法又は不当な契約の締結、履行
- (4) 違法又は不当な債務その他の義務の負担
- (5) (1)から(4)の行為が相当の確実さで予測される場合
- (6) 違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る事実
- (7) 違法又は不当に財産の管理を怠る事実

3 監査請求することのできる期間

原則として、上記の2に掲げる行為のあった日又は終わった日から一年を 経過するまで請求することができます。

4 請求することができる人

港区の住民に限ります(住民であるか否かは、監査事務局で確認します。)
なお、法律上の行為能力が認められている限り、法人、個人は問いません。

5 請求の対象となる職員

次のような職員が請求の対象となります。

- (1) 地方公共団体の長
- (2) 委員会又は委員
- (3) 地方公共団体の職員(議会の議員は含まれないと解されています。)

6 監査請求するひとの人数

請求は、一人でも複数でもできます。(ただし、請求権の行使について代理は認められません。)

7 監査請求の方法

「請求書の様式」に基づいて作成し、事実を証明する書面を添えて、監査委員に提出(請求)します。

8 「請求の要旨」の内容

請求の要旨は、つぎの事柄について、記載してください。

- (1) 誰が(請求の対象とする職員)
- (2) いつ、どのような行為を行っているか(監査対象事項)
- (3) その行為は、どのような理由で、違法又は不当であるか
- (4) したがって、どのような措置を請求するのか

9 事実を証明する書面

請求書本文に記載している事実を具体的に示した書面であれば、形式は問いません。

10 措置請求書を提出(請求)した後

地方自治法第242条第7項の規定に基づいて、証拠の提出及び陳述の機会が与えられます。

- (1) 証拠の提出……………事実を証明する書面を新たに又は追加で提出することができます。
- (2) 陳述……………請求書記載事項の範囲で、補足説明をすることができます。

11 監査結果の通知

地方自治法第242条第6項の規定に基づいて、請求があった日から60日以内に行われます。

12 その他

不明な点、疑問な点がありましたら監査事務局までお問合せください。

問合せ先

港区監査事務局

電話 (3578)2111 (内線)2782

「地方自治法第242条第1項」の条文

普通地方公共団体の住民は、当該普通地方団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

<参考：請求書の様式及び記入例>

港区職員措置請求書

港区長（○委員会若しくは委員又は職員）に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

※ 次の事項について記載

- ・ 誰が（請求の対象職員）
- ・ いつ、どのような財務会計行為を行っているか
- ・ その行為は、どのような理由で、違法・不当なのか
- ・ その結果どのような損害が区に生じているのか
- ・ どのような措置を請求するのか

2 請求者 住所

氏名 （自署）

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書
を添えて必要な措置を請求します

令和 年 月 日

港区監査委員（あて）